

## 大阪府外来医療計画(案)に対する「市町村意見」と大阪府の考え方

【募集期間】令和2年1月31日(金曜日)か令和2年2月21日(金曜日)まで

【募集方法】電子申請、郵便、ファクシミリ

【意見等の数】43市町村のうち、意見があったのは9市町

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

市町村名	ご意見・ご提言	大阪府の考え方
吹田市	<p>○計画の目的、課題、施策の方向(めざす方向等)について この計画は、医師の偏在是正を目的として策定されるのか。計画の目的や現状・課題、めざす方向、取組、目標の関係性が読み取りにくい。 この計画の目的やめざす方向について、国のガイドラインでは医師の偏在是正を目的とされているが、府においては医師少数区域はなく、多くの圏域が医師多数地域であることから、医師の偏在是正というより、府全体の地域医療の持続可能性を維持することを目指すということか。 取組についても、情報の見える化や意向書を依頼するのは、医師の偏在是正というより地域医療への協力を促すためなのか。そうであるなら、意向書の内容を実際に地域医療への協力につなげるまではせず「実態把握の一助」とするだけでは、対策として十分といえるのか。 また、目標についても、認知度が100%になることが、持続可能な地域医療につながるといえるのか。 計画の目的やめざす方向、それを達成するための取組、評価指標に一貫性が読み取りにくい。</p>	<p>本府においては、外来医療機能が見える化した情報を周知することで、自発的な地域医療への協力を促すこと、また、新規開設者に対しては「地域医療への協力に関する意向書」の提出依頼を行うことなどにより、開設しようとする地域の状況を理解いただき、在宅医療や学校医活動等の地域医療への協力の啓発を行うこととしています。 また、自発的な協力を促すためには、何よりも計画の取組(意向書の提出依頼)を知っていただく必要がある為、認知度を目標として設置したものです。</p>
	<p>○見える化した情報の周知について 見える化した情報は、具体的にどこに情報発信されるのか(府ホームページや保健所での開架だけか)。自発的な地域医療への協力を促すのであれば、協力していない医療機関をターゲットとした情報提供が必要なのではないか。 また、医師偏在をねらうのであれば、病院や大学等や、開業の融資を行う金融機関などへの情報提供も必要ではないか(開業を考えるのは病院の勤務医が大半なので)。保健所に開設届を提出する段階より前に、開業場所を考える段階で情報提供しないと遅いと思われる。</p>	<p>見える化した情報については、府ホームページ、保健所等での開架、報道提供に加え、保健所等への事前相談時などにおいて周知を図っていきます。また、関係機関と連携し、本計画の積極的な情報発信に努めていきます。</p>

市町村名	ご意見・ご提言	大阪府の考え方
吹田市	<p>○意向書の回答内容による保健医療協議会への出席の詳細や意図について 新規開設者に対する地域医療への協力に関する意向書について、「回答内容等に確認が必要な場合、保健医療協議会へ出席を依頼して説明をお願いしていく」とあるが、確認が必要な場合とは具体的にどのような場合か。また保健医療協議会の場で確認する意図をどのように理解すればいいか。(国のガイドラインでは、「不足する外来医療機能への協力に応じない場合は協議の場へ出席を求め協議結果を公表する」とされているが、そうした対応を行うのか)</p> <p>○意向書をとった後の対応について 意向書において、地域医療への協力をしてもいいと回答された場合、その情報を市町村に提示されるのか、その診療所へはどのように対応されるのか。 市町村の休日急病診療所の出務や予防接種・学校医等々については、医師会に業務委託をしているため、医師会未加入の診療所からの協力意向がある場合、未加入の方にも業務委託していくべきなのか、市町村の意向や医師会への影響等も踏まえて対応をお考えいただきたい。</p>	<p>新規開設者に対する地域医療への協力に関する意向書については、取りまとめのうえ、各二次医療圏の医療・病床懇話会(部会)、保健医療協議会に報告し、協議いただくことを予定しています。協議の結果、意向書の回答内容等に確認が必要な場合、保健医療協議会へ出席を依頼することとしています。</p> <p>意向書の取扱いについては、医療・病床懇話会、保健医療協議会への情報提供のほか、必要に応じて地域医療に取り組んでおられる団体等に保健所等から情報提供する予定です。 なお、詳細な運用については、関係団体等と協議・調整していきます。</p>
島本町	<p>意向書の提出を依頼する際には、地域の実情を踏まえるため、保健所が開設地域の地区医師会や市町村に地域医療の状況を確認する等を実施していただきたい。</p>	<p>本計画は、地域医療への協力の啓発等を目的としており、このため、参考資料編として、二次医療圏毎及び市町村毎の外来医療の現状をとりまとめています。計画策定後は、様々な手段で広く周知してまいります。</p>
四條畷市	<p>・地域の医療機関のDr.の世代交代による診療科目の変更や市実施の健(検)診への協力体制が引き継がれない場合がある。 ・特定健康診査・がん検診の受診率向上、健康寿命の延伸に向けた高血圧や糖尿病腎症重症化予防のための保健指導、重複多剤服用者へ相談・指導等について、今まで以上に市と地域の医療機関の連携が求められている。医師会の役員まではそういった情報が伝わっているようだが、開業医までは浸透していないように感じ、協力を求めるが理解していただけないことがある。</p>	<p>本計画の周知等により、新規開設者等へ地域医療への協力についての啓発を行っていきます。</p>
岸和田市	<p>記載内容への具体的な指摘はないが、今後の計画に反映されたい内容について記載しておく。 「地域医療への協力」、「医療機器の共同利用」の意向書の認知度を100%に上げたとしても、地域の実情に変わりはないと思われる。本市においても、学校医への協力体制は整っておらず(新規に学校医を受けてくれる医者がいない)、学校医の高齢化が進んでいる。 また、医療機器の共同利用に関しても、利用する側からの利用料や負担金等が規定されていない、または故障した場合の補助等が規定されない中、進展するとは思えない。 国にはたらき掛けてもらうことは当然であるが、府として対策が可能な部分を取り込んだ計画策定を望む。</p>	<p>国のガイドラインでは、医師の偏在是正のため、外来医療提供体制の情報を見える化し提供することで個々の医師の行動変容を促すこととしています。 本府においても、計画を策定し、外来医療機能を見える化した情報を周知することで、自発的な地域医療への協力を促すこと、また、新規開設者に対しては「地域医療への協力に関する意向書」の提出依頼を行うことなどにより、開設しようとする地域の状況を理解いただき、在宅医療や学校医活動等の地域医療への協力の啓発を行うこととしています。</p>

市町村名	ご意見・ご提言	大阪府の考え方
泉佐野市	<p>「地域医療への協力に関する意向書」の提出について、協力の啓発や事務の効率化などメリットはあるが、医師会加入の場合、従前からの行政との連携をふまえ、加入後、新規会員にも一定の協力意識が生じる可能性が高いのではないかと推察するため、医師会加入の場合は、従前どおり依頼項目別に医師会に対し、行政で意向確認を行うこととし、医師会に加入しない場合のみ、開設時に意向書の提出を依頼することとしてはどうか。医師会での意識啓発前である開設時に、意向書の提出を依頼することで、協力者が減少することのないよう工夫が必要ではないか。</p>	<p>本計画は、地域医療への協力にかかる啓発や外来医療提供体制の見える化が目的であることから、医師会の加入状況に関わらず、一律に新規開設者へ協力の意向を伺うこととしております。</p> <p>なお、ご指摘の点を踏まえ、開設予定者からの事前相談時において、必要に応じ、地域医療に協力頂いている団体等へのご案内を行うことを予定しています。</p>
阪南市	<p>地域医療への協力について、大阪府として積極的な働きかけを行うような表現を追加していただきたい。</p>	<p>本計画の周知等により、新規開設者等へ地域医療への協力についての啓発に努めてまいります。</p>
田尻町	<p>田尻町は、泉州圏域に属している自治体である。第2章 外来医療機能にかかる状況(1)一般診療所を取り巻く地域医療の状況【時間外の外来診療】では、泉州医療圏においては、「泉州南部初期急病センター」を開設し対応しているところであるが休日の医師確保には苦慮しており、医師の働き方改革などの取り組みが今後始まると、ますます確保が困難になると思われる。また、本町では、「乳幼児健診」を年間10数回開催しておりますが、小児科の医師確保が難しい状況にあり、特に4カ月児の乳幼児健診に協力いただける医師が難しくなっている。このことから、意向書には強制力などは無いということではあるが、地域医療への協力に関して、「休日診療の協力」「乳幼児健診」への協力を強く呼び掛ける内容にしていきたい。よって、意向書には市町村の意向を取り入れるなど共有した内容でお願いし、回答の結果については情報をいただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診については、乳幼児の特性を熟知した医師に担って頂くことが望ましく、小児科医等の養成については、大阪府医師確保計画を踏まえて検討します。</li> <li>・新規開設者からご提出いただいた意向書については、二次医療圏毎に設置される医療・病床懇話会や保健医療協議会において、新規開設者の状況として一覧表にとりまとめ共有する予定です。</li> </ul> <p>また、市町村など、上記会議の構成員から、地域医療提供体制の状況把握のために求めがあった場合、情報を共有する予定です。</p>
岬町	<p>意向書の報告内容5項目以外に市町村事業である乳幼児健診医への協力を追加してほしい。地域の小児科医だけでは不足し、内科医に協力を求めている現状がある。</p>	<p>乳幼児健診については、乳幼児の特性を熟知した医師に担って頂くことが望ましく、小児科医等の養成については、大阪府医師確保計画を踏まえて検討します。</p>
大阪市	<p>地域医療への協力には新規開業者だけではなく、現在開業している医療機関の更なる協力も必要であるため、外来医療計画としては、この部分の記載についても検討が必要ではないかと考える。</p>	<p>ご意見のとおり、現在開業している医療機関に対しても、関係機関等と連携し、二次医療圏毎及び市町村毎の外来医療の現状をとりまとめた参考資料編とともに本計画を周知し、地域における外来医療の実情等に対する理解促進に努めます。</p>
	<p>地域医療への協力を意向書では確認するが、協力医療機関数の増加を指標として設けてはどうか。</p>	<p>意向書はあくまでも、地域医療への協力の意向を伺うものであり強制力はないこと、また、本計画は、地域医療への協力の啓発等を目的としているため、原案どおりといたします。</p>